

法律科目試験問題（商法） 配点 50 点

【第1問】 次の【事例】を読んで、〔設問1〕 および〔設問2〕 に答えなさい。

【事例】

Y株式会社（以下「Y社」と呼ぶ。）は、公開会社であり、その発行する株式を東京証券取引所マザーズ市場に上場している。その発行済株式総数は100万株である。Y社の株価は、リーマンショックの際に下落したものの、その後は持ち直し、平成24年以降はほぼ安定して1株2300円から2500円のあいだで推移していた。また、Y社の議決権の約25%をX株式会社（以下「X社」と呼ぶ。）が保有しており、X社はY社に対して強い影響力を有していた。

平成26年7月25日午後4時、Y社取締役会は、Z株式会社（以下「Z社」と呼ぶ。）を引受人として、第三者割当の方法により新株を発行することを決定した（以下「本件決定」と呼ぶ。）。発行する株式の数は25万株、1株当たりの払込金額は2200円であった、払込期日は同年8月12日であった。なお、本件決定当日のY社株式の市場における終値は2350円であった。

報道発表によれば、Y社が本件決定を行った理由は「新たな設備投資を行うための資金調達」とされていた。しかし、具体的にどのような設備投資を行うのかについて、報道発表のなかでは触れられていなかったし、実際のところ、設備投資について、Y社は何ら具体的な計画を有していなかった。本件決定は、Y社の経営方針をめぐってX社とY社経営陣とが鋭く対立するようになったため、Y社経営陣がX社の影響力を低下させるために、X社のライバル会社であるZ社に協力を依頼したものだ。

本件決定については、同年7月26日、Y社定款に定められた公告方法により、適法に公告されている（以下「本件公告」と呼ぶ。）。

〔設問1〕 下線部につき、もしもY社が公開会社でなかった場合には、本件決定のような新株発行は株主総会で決定しなければならない。このように、公開会社か否かによって決定機関を変えているのはなぜか、説明しなさい。（10点）

〔設問2〕 X社は、同年7月27日、本件公告に気づいた。そこで、本件決定に基づく新株の発行の是非を争いたいと考えている。同日時点でどのような法的手段があるかを指摘するとともに、上記の事実のもとでX社の請求が認められるかどうかを、判例にそって判断しなさい。（15点）

【第2問】 次の【事例】を読んで、〔設問3〕および〔設問4〕に答えなさい。

【事例】

P株式会社（以下「P社」と呼ぶ。）は、取締役会設置会社であり、その取締役は代表取締役A、取締役Bを含めて合計6名である。P社の総資産は約158億円、年間売上高は約50億円、営業利益は約2億円である。

P社は、慶応2年（1866年）の創業以来、大阪市中央区南船場で繊維問屋を営んでいた。その後、主要な営業拠点を箕面市に移したが、創業地である南船場に所有する土地およびその地上のビル（以下「本件不動産」と呼ぶ。）を賃貸して賃料を得ている。賃料収入は全売上高の10%ほどを占めているほか、本件不動産の価額の総資産に占める割合は約15%である。

P社経営陣内部では、平成24年ころから、箕面市に所有する倉庫の修築のために必要な資金を捻出するため、本件不動産を売却すべきではないか、という意見が強くなっていた。P社創業家出身の取締役であるBは売却に強く反対していたが、Aを含めた他の取締役らは賛成の立場であった。怒ったBは、抗議と称して、平成25年10月の定例取締役会からすべての取締役会を欠席するようになった。もともと、手紙等によって本件不動産の売却方針を撤回するよう、Aらに対して働き掛けていた。

Aらは、社内において創業家がまだ強い影響力を持っていることを考慮し、平成25年11月以降もBに取締役会の招集通知を送付して出席を促していたが、Bは断固として出席を拒んでいた。そのため、AらはBの説得をあきらめ、本件不動産の売却を強行することとした。そして、Bに対して招集通知を発しないまま平成26年8月14日に定例取締役会を開催し、本件不動産の売却についてB以外の取締役全員の賛成により承認した（以下「本件取締役会決議」と呼ぶ。）。

Aは、平成26年9月20日、不動産業者であるQ社代表者Cとのあいだで、それぞれの会社を代表して、本件不動産に関する売買契約（以下「本件契約」と呼ぶ。）を締結した。本件契約締結時の交渉に際してCは、本件取締役会決議の議事録の写しを閲覧した。そしてBが欠席した理由について「病欠であった」との説明をAから受け、他に特に不自然な点もなかったことから、それ以上問いただすことをしなかった。

その後、本件不動産の売却を知ったP社株主からの激しい反発により、Aらは取締役辞任を余儀なくされた。新たにP社代表取締役に就任したDは、Q社に対して本件契約の無効を主張した。

〔設問3〕 本件取締役会決議の効力について論じなさい。（15点）

〔設問4〕 仮に本件取締役会決議が無効であるとした場合、本件契約の効力はどうなるか、論じなさい。（10点）